特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
13	寄附に関する控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

島根県は、寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

島根県知事

公表日

令和8年3月17日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）に関する事務
②事務の概要	ふるさと納税寄附金について、地方税法附則第7条第1項及び第8項の規定に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）を求める寄附者からの申請を受け、当該寄附者の住所地の市町村長に対し、その情報を通知する。 具体的な事務： ・申告特例の求めに係る申請書の受理、応答、保管 ・申告内容の変更の届出に係る書類の受理、応答、保管 ・申告特例を求めた者の住所地の市町村長に対する申告特例通知書の作成、送付
③システムの名称	ふるさと納税管理システム（ふるさと納税do）、eLTAX（地方税ポータルシステム）

2. 特定個人情報ファイル名
ふるさと納税ワンストップ特例ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表24の項 地方税法附則第7条、地方税法施行規則附則第2条の4・第2条の5

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施しない　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	政策企画局政策企画監室
②所属長の役職名	政策企画監

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒690－8501　島根県松江市殿町1番地 島根県総務部総務課 情報公開・文書・公益法人係（第三分庁舎1階）県政情報センター 電話0852－22－6139　FAX0852－22－6140

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒690－8501　島根県松江市殿町1番地 島根県政策企画局政策企画監室 電話0852－22－6063　FAX0852－22－6034

9. 規則第9条第2項の適用	[　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月17日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人以上　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月17日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[　基礎項目評価書　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[ ]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[ ]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[○]接続しない（入手）**	**[○]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[ ]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・マイナンバー利用事務において複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残している。 ・マイナンバーの入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［　 ］ 内部監査　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　十分に行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　］全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　十分である　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・事務取扱いに係る研修を受講している。 ・事務取扱者の監督を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月3日	Ⅰ関連情報　1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務　③システムの名称	なし（エクセルファイルで管理）	ふるさと納税管理システム	事後	
令和1年6月3日	Ⅰ関連情報　5．評価実施機関における担当部署　②所属長	政策企画監　井手久武	政策企画監　高宮正明	事後	
令和1年6月3日	Ⅱしきい値判断項目　1．対象人数　年月日	平成30年4月27日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月3日	Ⅱしきい値判断項目　2．取扱者数　年月日	平成30年4月27日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月3日	Ⅳ リスク対策	－	Ⅳ リスク対策の項目の追加	事後	
令和2年2月20日	Ⅰ関連情報　5．評価実施機関における担当部署　②所属長	政策企画監　高宮正明	政策企画監	事後	
令和3年2月1日	Ⅱしきい値判断項目　1．対象人数　年月日	令和2年1月31日	令和3年2月1日	事後	
令和3年2月1日	Ⅱしきい値判断項目　2．取扱者数　年月日	令和2年1月31日	令和3年2月1日	事後	
令和4年2月16日	Ⅰ関連情報　7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	情報公開・文書・公益法人スタッフ	情報公開・文書・公益法人グループ	事後	
令和4年2月16日	Ⅱしきい値判断項目　1．対象人数　年月日	令和3年2月1日	令和4年2月16日	事後	
令和4年2月16日	Ⅱしきい値判断項目　2．取扱者数　年月日	令和3年2月1日	令和4年2月16日	事後	
令和5年2月14日	Ⅱしきい値判断項目　1．対象人数　年月日	令和4年2月16日	令和5年2月14日	事後	
令和5年2月14日	Ⅱしきい値判断項目　2．取扱者数　年月日	令和4年2月16日	令和5年2月14日	事後	
令和6年2月21日	Ⅰ関連情報　7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	公益法人グループ	公益法人係	事後	
令和6年2月21日	Ⅱしきい値判断項目　1．対象人数　年月日	令和5年2月14日	令和6年2月21日	事後	
令和6年2月21日	Ⅱしきい値判断項目　2．取扱者数　年月日	令和5年2月14日	令和6年2月21日	事後	
令和7年1月10日	Ⅱしきい値判断項目　1．対象人数　年月日	令和6年2月21日	令和7年1月10日	事後	
令和7年1月10日	Ⅱしきい値判断項目　2．取扱者数　年月日	令和6年2月21日	令和7年1月10日	事後	
令和7年1月10日	Ⅰ関連情報　1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務　③システムの名称	ふるさと納税管理システム	ふるさと納税管理システム、eLTAX（地方税ポータルシステム	事後	
令和7年1月10日	Ⅰ関連情報　3．個人番号の利用　法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第3項 地方税法附則第7条、地方税法施行規則附則第2条の4・第2条の5	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表24の項 地方税法附則第7条、地方税法施行規則附則第2条の4・第2条の5	事後	
令和8年2月17日	Ⅱしきい値判断項目　2．対象人数　年月日	令和7年1月10日	令和8年2月17日	事後	
令和8年2月17日	Ⅱしきい値判断項目　3．取扱者数　年月日	令和7年1月10日	令和8年2月17日	事後	
令和8年2月17日	Ⅰ関連情報　1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務　③システムの名称	ふるさと納税管理システム、eLTAX（地方税ポータルシステム）	ふるさと納税管理システム（ふるさと納税do）、eLTAX（地方税ポータルシステム）	事後	
令和8年2月17日	Ⅳ リスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	十分である	事後	